



今回は、来年4月の春闘における連合（日本労働組合総連合会）の方針が発表されましたので、そのご紹介と賃上げには欠かせない労務費の価格転嫁について公正取引委員会の発表した指針と経産省の発表した調査結果について御紹介します。

2024春季生活闘争方針を確定

社労士法人ミナジ

連合（日本労働組合総連合会）は、令和5年12月1日に開催した第91回中央委員会において、「2024春季生活闘争方針」を確定しました。確定した内容の概要は次のとおりです。

- 2024春季生活闘争は、これまでの単なる延長ではなく経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場であり、その最大のカギは、社会全体で問題意識を共有し、持続的な賃上げを実現することである。
- すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」、「底支え」、「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。
- 賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上の賃上げを目安とする。
- 中小組合で賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、格差是正分を含め15,000円以上を目安とする。
- 中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金引き上げに向けて、政府が策定した「労務費の転嫁の在り方」についての指針が実効性ある内容となるよう働きかけるなど、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」に取り組む。

春闘は、例年1月にスタートし、3月中旬に主要企業の集中回答日を迎えます。2024年（令和6年）の動向に注目です。

労務費の価格交渉に活用できる指針を公表 (内閣官房・公正取引委員会)

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていません。

この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要とされています。

その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されました（令和5年11月29日公表）。

この指針は、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針となっており、発注者及び受注者が採るべき行動・求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれについて、「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載しています。

※詳しくは、こちらをご覧ください。

[労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針\[PDF\]](#)

[労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要） \[PDF\]](#)

価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査の結果について（経済産業省）

調査結果概要

- 「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、3月時点から概ね倍増。
- また、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10%程度、減少。
- 「コストが上昇せず、価格交渉は不要」と回答した受注企業の割合が16.4%。3月時点より約8%増加（7.7%→16.4%）。コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。⇒ 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。
- 残る課題：「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が16.8%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。

※詳しくは、こちらをご覧ください。

[価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査の結果について\[PDF\]](#)

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[TEL] 050-5490-1329 [Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>